

証券コード 7191  
2022年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区麹町一丁目4番地  
**株式会社イントラスト**  
代表取締役社長 桑 原 豊

## 第17期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第17期定時株主総会を下記のとおり開催いたします。

なお、当日ご出席されない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年6月21日(火曜日)午後6時(営業時間終了時)までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

[郵送による議決権行使の場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[インターネットによる議決権行使の場合]

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用の上、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に際しましては、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご確認くださいませようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月22日(水曜日) 午後1時00分(受付開始午後0時30分)
2. 場 所 東京都千代田区隼町1番1号  
ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」
3. 目的事項  
報告事項 第17期(2021年4月1日から2022年3月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件  
決議事項  
第1号議案 定款一部変更の件  
第2号議案 取締役8名選任の件

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>)において修正後の事項を掲載させていただきます。
- ◎本招集ご通知に提供すべき書類のうち、事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要」並びに計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。監査役及び会計監査人が監査した事業報告及び計算書類は、本招集ご通知に記載の各書類のほか、上記の当社ウェブサイトに掲載の事項となります。
- ◎株主総会にご出席の株主様へお配りしておりましたお土産は、廃止させていただきます。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

<新型コロナウイルス感染症拡大防止に関しまして>

当社第17期定時株主総会を開催するにあたり、新型コロナウイルス感染症拡大、株主様の安全性確保のため、以下のとおりご案内申し上げます。

何卒、ご理解並びにご協力を賜りますよう、よろしく願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には、当社ウェブサイト (<https://www.entrust-inc.jp/>) に掲載させていただきます。

#### 【当社の対応】

- ◎「イントラストの未来を語る会」は中止させていただきます。
- ◎株主総会運営スタッフは、マスク着用で対応いたします。
- ◎体調不良と見受けられる株主の方には、運営スタッフがお声がけし、ご入場をお断りする場合、又は、ご退場をお願いする場合がございます。

#### 【株主様へのお願い】

- ◎当日ご出席を検討されている株主様におかれましては、厚生労働省のウェブサイトに掲載の感染予防策等をご確認いただくとともに、当日の健康状態や体調等に十分ご配慮の上、ご無理をなされないようお願いいたします。
- ◎株主総会会場におきましては、検温、マスク着用及びアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ◎株主総会の議決権行使は、書面又はインターネットによる方法もございますので、併せてご検討の程よろしく願いいたします。

## インターネットによる議決権行使のご案内

### 1. 議決権行使の方法について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権をご行使いただくことができます。ご希望の方は、同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コード及びパスワードにてログインの上、画面の案内に従って賛否をご入力ください。なお、パスワードは初回ログインの際に変更していただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 議決権の行使期限は2022年6月21日(火曜日)午後6時となっております。行使期限内に当社(株主名簿管理人)に到着したものが有効となりますので、お早めにご行使ください。
- (3) 議決権を議決権行使書面とインターネットの双方でご行使いただいた場合は、インターネットによるご行使を有効とします。インターネットにより複数回ご行使いただいた場合は、最後にご行使いただいたものを有効とします。
- (4) 議決権行使コード及びパスワード(株主様が変更されたものを含みます)は株主総会の都度、新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続・利用に関する費用は株主様のご負担となります。

#### [ご注意]

- ・パスワードは、ご行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段ですので大切にお取り扱いください。パスワードを当社(株主名簿管理人)よりおたずねすることはありません。
- ・パスワードは一定回数以上連続して誤ったご入力をされると使用できなくなります。その場合、画面の案内に従ってお手続きください。
- ・「議決権行使ウェブサイト」は一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、お使いの機器やその状況によってはご利用いただけない場合があります。

### 2. お問い合わせ先について

ご不明の点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**までお問い合わせください。

【「議決権行使ウェブサイト」の操作方法等に関するお問い合わせ先】  
フリーダイヤル 0120-768-524 (平日 9:00~21:00)

#### (ご参考)

機関投資家の皆様につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

以 上

(添付書類)

# 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

## I. 会社の現況に関する事項

### 1. 事業の経過及びその成果

当事業年度の経営成績は、次の表のとおりです。

区 分	前事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	当事業年度 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	対前期増減率
売 上 高	4,203,625千円	4,943,697千円	17.6%
保 証 事 業	2,294,594千円	3,053,511千円	33.1%
ソリューション事業	1,909,030千円	1,890,186千円	△1.0%
営 業 利 益	1,149,933千円	1,184,297千円	3.0%
経 常 利 益	1,153,556千円	1,179,861千円	2.3%
当 期 純 利 益	760,808千円	779,777千円	2.5%

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が長期化する中、ワクチン接種の促進や各種経済政策の効果、海外経済の改善もあり、落ち込みからの回復傾向にあります。一方で、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中で、原材料価格の上昇や金融資本市場の変動、供給面での制約等による下振れリスクなど、引き続き影響に注視が必要な状況は継続しております。

当社の関連業界である住宅関連業界においては、新設住宅着工戸数が前年比でプラスに転じ回復の傾向がみて取れるものの、新型コロナウイルス感染症拡大前の戸数には及んでいない状態です。

このような事業環境のもと、当社はこれまで培ってきた家賃債務保証のノウハウを活かし、家賃債務保証を含む様々な分野における独自のサービスの開発・提案・販売に取り組んでまいりました。

当事業年度の経営成績につきましては、保証事業においては、家賃債務保証の新規契約が大幅に増加し、増収に寄与した一方、医療費用保証については、特に上期において、新型コロナウイルス感染症拡大の影響による営業活動の制約等により減収となりました。

ソリューション事業においては、保証事業へのシフトが鮮明となり減収となりましたが、保険デスクサービスにおいては、少額短期保険における募集サービスが好調に推移いたしました。

この結果、保証事業の売上高は、3,053,511千円（前期比33.1%増）、ソリューション事業の売上高は、1,890,186千円（前期比1.0%減）となり、売上高合計で4,943,697千円（前期比17.6%増）となりました。

営業利益に関しましては、新拠点として浜松ソリューションセンター及び東京本社一番町ANNEXを開設したほか、基幹業務システム入替えに係る費用及び貸倒費用の増加を増収により吸収し、1,184,297千円（前期比3.0%増）となりました。

経常利益は1,179,861千円（前期比2.3%増）、当期純利益は779,777千円（前期比2.5%増）となり、売上、利益ともに過去最高を更新いたしました。

## 2. 設備投資の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は、95,591千円となりました。その主な内訳は、浜松ソリューションセンター及び東京本社一番町ANNEX開設に伴う内装設備及び機器等51,417千円、基幹業務システム開発26,300千円、その他家賃債務保証のシステム改修等のソフトウェア12,500千円等であります。

## 3. 資金調達の状況

該当事項はありません。

## 4. 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## 5. 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## 7. 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記すべき事項はありません。

## 8. 財産及び損益の状況

区 分	第14期 2018年4月1日から 2019年3月31日まで	第15期 2019年4月1日から 2020年3月31日まで	第16期 2020年4月1日から 2021年3月31日まで	第17期(当期) 2021年4月1日から 2022年3月31日まで
売 上 高	3,136,794千円	3,626,851千円	4,203,625千円	4,943,697千円
経 常 利 益	840,275千円	1,026,003千円	1,153,556千円	1,179,861千円
当 期 純 利 益	564,166千円	687,475千円	760,808千円	779,777千円
1株当たり当期純利益	25円44銭	30円93銭	34円07銭	34円88銭
総 資 産	4,038,387千円	4,726,603千円	5,544,756千円	6,325,670千円
純 資 産	2,874,569千円	3,376,033千円	3,933,664千円	4,454,478千円
1株当たり純資産額	129円49銭	151円46銭	175円94銭	198円93銭

(注) 記載金額(1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は除く)は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 9. 会社が対処すべき課題

当社は、お客様に三つの価値(喜び、安心、信頼)を提供することを経営姿勢として掲げ、総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を通じて、お客様をはじめステークホルダーの皆様から常に頼りにされる企業を目指してまいりました。

このような経営姿勢のもと、保証スキームでサービスと流通の活性化を実現することをミッションに、保証事業及びソリューション事業の成長に邁進してまいります。具体的には、家賃債務保証に関連する事業拡大を推し進めるとともに、医療未収金や未払養育費などの社会的な問題の解決の一助となるよう、様々な分野において当社独自のサービスを展開して行きたいと考えております。そこで、これらの方針を実現し、安定的に継続して事業を拡大するために、今後も以下の課題に取り組んでまいります。

### (1) 保証事業の成長

家賃債務保証については、積極的な新規取引先の開拓を継続するとともに、既存クライアントに対しても、居住用、事業用及び駐車場用など保証対象の拡充や、クレジットカード付帯、事前立替などの決済・代位弁済方法の多様性など、ニーズに柔軟に対応した新たな商品の開発・販売を促進してまいります。また、当期においては大幅な保証契約増加への対応が遅れたことを受け、十分な回収体制の維持とさらなる強化を図ってまいります。

医療費用保証については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、特に上期において、新規開拓が制限された影響で厳しい1年となりました。下期以降は、見積り依頼も一定数戻ってきておりますが、今後もこの流れを加速させ、市

場の開拓に努めてまいります。

また、総合保証サービス会社として、新たな保証商品の開発にも力を入れてまいります。

## (2) ソリューション事業の拡販

ソリューション事業においては、堅調な成長を実現するために、以下の方針のもと取り組んでまいります。

家賃保証関連の業務受託サービスについては、DXを推進し、審査、未入金案内、債権管理などのオペレーションにおいて効率と品質を追求するとともに、サービスの提案活動を積極的に行うことで、収益の拡大を図る方針であります。

また、保険契約に関する業務支援サービスである保険デスクサービスについては、少額短期保険と家賃債務保証とのセット商品の開発など、引き続き新規取引先の獲得を進めるとともに、さらなる業務の効率化を推し進めてまいります。

## (3) 人材の採用及び育成

当社がお客様をはじめ、各パートナー企業から信頼していただき、頼りにされる企業となるために、優秀な人材を継続的に採用し、育成していくことが必要と考えております。

採用活動においては、即戦力となる人材の確保を目的とした中途採用と、中長期的な企業価値の向上を見据えた新卒採用をバランスよく行うことで、全社員が新たなことに挑戦し、活躍できる環境を目指していきたいと考えております。

また、採用した社員が当社の成長に継続的に寄与するため、組織力の向上を目的とした研修制度の拡充を図っていく方針です。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## 10. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

Prestige International (S) Pte Ltd.及び株式会社プレステージ・インターナショナルは当社の親会社に該当します。Prestige International (S) Pte Ltd.は、株式会社プレステージ・インターナショナルの完全子会社であり、当社の株式12,707,594株（議決権比率 56.8%）を保有しております。また、株式会社プレステージ・インターナショナルと当社は役員の兼任のほか、業務の委託等の取引関係があります。

### (2) 子会社の状況

該当事項はありません。

## 11. 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社は総合保証サービス会社として、保証事業及びソリューション事業を展開しております。

### (1) 保証事業

家賃債務保証、介護費用保証、医療費用保証、養育費保証

### (2) ソリューション事業

C&O (コンサル&オペレーション) サービス、Doc-onサービス、保険デスクサービス

## 12. 主要な営業所 (2022年3月31日現在)

本社	東京都千代田区	福岡オフィス	福岡市博多区
東京本社一番町ANNEX	東京都千代田区	富山オフィス	富山県射水市
大阪オフィス	大阪市中央区	仙台オフィス	仙台市青葉区
秋田オフィス	秋田県秋田市	浜松ソリューションセンター	浜松市中区
名古屋オフィス	名古屋市中区		

(注) 浜松ソリューションセンター開設に伴い、2022年1月30日付で、横浜ソリューションセンターは閉設いたしました。

## 13. 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数		平均年齢	平均勤続年数
従業員数	前事業年度末比増減		
131名	10名増	38.8歳	4.9年

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数47名(平均雇用人員)は含んでおりません。  
2. 従業員の増加は、業容の拡大によるものです。

## 14. 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

## 15. その他株式会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## II. 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

1. 発行可能株式総数 60,000,000株
2. 発行済株式の総数 22,357,364株 (自己株式158株を除く)
3. 株主数 5,981名

### 4. 大株主の状況(上位10名)

株主名	持株数	持株比率
Prestige International (S) Pte Ltd.	12,707,594 <sup>株</sup>	56.84 <sup>%</sup>
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	1,430,700	6.40
桑原 豊	810,728	3.63
株式会社桑原トラスト	500,000	2.24
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	495,000	2.21
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	492,000	2.20
株式会社トリニティジャパン	334,000	1.49
THE CHASE MANHATTAN BANK, N.A. LONDON SPECIAL ACCOUNT NO.1	322,700	1.44
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	288,600	1.29
野村信託銀行株式会社(投信口)	267,700	1.20

(注)持株比率は自己株式を控除して計算しております。

### 5. その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### Ⅲ. 会社の新株予約権等に関する事項

#### 1. 当事業年度末日に当社役員が保有している新株予約権等

##### 第4回新株予約権

- (1) 新株予約権の払込金額 1個につき55,000円
- (2) 新株予約権の行使価額 1個につき100円（1株当たり1円）
- (3) 新株予約権の行使条件 新株予約権の割り当てを受けたものは、行使期間内において、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までに限り、新株予約権を一括して行使できるものとする。  
その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。
- (4) 新株予約権の行使期間 2021年8月4日～2051年8月3日
- (5) 当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
取締役	128個	普通株式 12,800株	5人

#### 2. 当事業年度中に交付した新株予約権等

該当事項はありません。

## IV. 会社役員に関する事項

### 1. 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	桑 原 豊	執行役員
取 締 役	高 堂 潔	執行役員第一営業本部長
取 締 役	太 田 博 之	執行役員経営管理部長
取 締 役	竹 内 祐 博	執行役員審査部長
取 締 役	川 島 俊 忠	執行役員総務部長
取 締 役	玉 上 進 一	株式会社プレステージ・インターナショナル 代表取締役
取 締 役	山 中 正 竹	一般財団法人全日本野球協会 代表理事会長
取 締 役	松 山 哲 人	ナノキャリア株式会社 代表取締役社長CEO
取 締 役	網 野 麻 理	株式会社プライムコム 代表取締役
常勤監査役	佐 藤 智 之	
監 査 役	吉 田 範 夫	株式会社プレステージ・インターナショナル 監査役
監 査 役	坂 田 美穂子 (弁護士職務上の氏名 大 澤 美穂子)	クラーズ東京法律事務所 代表弁護士

- (注) 1. 取締役山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は、社外取締役であります。  
2. 監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏は、社外監査役であります。  
3. 当社は、取締役山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏並びに監査役佐藤智之氏及び坂田美穂子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。  
4. 取締役藤森武氏は、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。  
5. 監査役竹内祐博氏は、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、辞任により退任いたしました。  
6. 監査役一條和幸氏は、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。  
7. 取締役竹内祐博氏及び網野麻理氏は、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。  
8. 監査役吉田範夫氏は、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。

### 2. 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定することができる旨を定款で定めており、山中正竹氏、松山哲人氏、網野麻理氏及び坂田美穂子氏との間で責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、取締役及び監査役のいずれも法令

に規定される最低責任限度額としております。

### 3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる取締役及び監査役等の地位に基づいて行った行為に起因して、損害賠償請求された場合の、法律上の損害賠償金及び争訟費用並びに取締役、監査役等に対してなされた損害賠償請求により当該損害を会社が補償する場合の当該補償について保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、当該被保険者が法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害の場合には補填の対象とならないなど、一定の免責事由があります。

### 4. 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### (1) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

株主総会にて報酬総額の範囲を決議し、その範囲内において、取締役の報酬については、以下の方針に基づき決定することを、取締役会において決議しております。

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもとに取締役会において決定するものとし、固定報酬に合わせて業績連動報酬を導入いたしております。

業績連動報酬は、当社の成長を最も端的に表していると考えられる営業利益を指標とし、予想営業利益を10%以上超過し、且つ前期比10%以上の増益となった場合に、固定報酬額の1か月相当を上限に、一定の係数を乗じた額を賞与として支給するものとしております。

また、取締役（社外取締役を除く）は、固定報酬として決定された報酬の一部を非金銭報酬（ストック・オプションとしての新株予約権）として受け取ることを選択できるものとしております。

当社はストックを積み上げ強固な利益体質の確立及び各保証サービスを拡大展開させ持続的な成長を実現することを目指しており、報酬についても、短期的な利益の増減のみを報酬に反映させるのではなく、継続的な利益の積み上げを目指しております。そこで、ベースは固定報酬とした上で、短期及び中長期の株主利益

との連動を実現するため、短期的な業績連動報酬として賞与制度を採用し、中長期的な視点で株式報酬としてストック・オプション制度を導入することといたしました。また、業績への影響を一定考慮し、株式報酬については、固定報酬額の枠内における任意選択制といたしております。

なお、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容を決定するに際して、指名・報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し、決定方針に従うものであると判断しております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬の額は、2018年6月22日開催の第13期定時株主総会において、年額240,000千円以内（うち社外取締役分年額20,000千円以内）と決議されております。当該定時株主総会後の取締役の員数は8名（うち、社外取締役は2名）です。

上記報酬等のほか、2021年6月21日開催の第16期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く）に対してストック・オプションとしての新株予約権に関する報酬等の額は年額30,000千円以内と決議されております。当該定時株主総会後の取締役の員数は6名（社外取締役を除く）です。

監査役の報酬の額は、2015年9月18日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議されております。当該臨時株主総会後の監査役の員数は4名です。

#### (3) 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、社外取締役が過半数を占める任意の指名・報酬委員会に諮問し、その答申をもとに取締役会において決定しております。

#### (4) 取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	96,425 (4,950)	89,385 (4,950)	—	7,040 (—)	10 (3)
監査役 (うち社外監査役)	12,300 (8,760)	12,300 (8,760)	—	—	5 (2)

(注) 非金銭報酬等は、ストック・オプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額であります。

当該ストック・オプションの内容については、前記「Ⅲ.会社の新株予約権等に関する事項」に

記載のとおりであります。

## 5. 社外役員に関する事項

### (1) 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

区分	氏名	重要な兼職の状況	当社との関係
取締役	山中正竹	一般財団法人全日本野球協会 代表理事 会長	記載すべき関係はありません。
取締役	松山哲人	ナノキャリア株式会社 代表取締役 社長CEO	記載すべき関係はありません。
取締役	網野麻理	株式会社プライムコム 代表取締役	記載すべき関係はありません。
監査役	佐藤智之	重要な兼職はありません。	—
監査役	坂田美穂子	クラス東京法律事務所 代表弁護士	記載すべき関係はありません。

### (2) 主要取引先等特定関係事業者との関係

記載すべき関係はありません。

### (3) 当事業年度における主な活動状況

#### ① 取締役会及び監査役会への出席状況及び発言状況

区分	氏名	主な活動状況
取締役	山中正竹	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	松山哲人	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
取締役	網野麻理	社外取締役就任後に開催された取締役会には11回中11回出席し、他の会社における取締役としての経験より、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
監査役	佐藤智之	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、証券会社での勤務経験より、経営の適法性・効率性を維持するために必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には13回中13回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。
監査役	坂田美穂子	当事業年度に開催された取締役会には14回中14回出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 また、監査役会には13回中13回出席し、監査役の職務執行に関する事項について意見を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第26条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が6回ありました。

② 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけることを期待し、松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任し、経営に関する幅広い経験と見識を有しており、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化を期待いたしております。また、網野麻理氏は、他の会社における社長などの豊富な知見と経験を有し、女性の社会進出やリーダーシップ発揮の場をサポートする活動を実践されており、当該経験と知見を活かし、取締役会等での発言を通じて当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけることを期待いたしております。それぞれ、取締役会において当該視点から必要な発言をいただくなど適切な役割を果たしていただいております。

## V. 会計監査人の状況

### 1. 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### 2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	報酬等の額(千円)
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	15,000
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	15,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるか否かについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### 3. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### 4. 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

## VI. 会社の体制及び方針

### 1. 会社の支配に関する基本方針

特に定めておりません。

### 2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は将来の事業拡大と企業体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績と連動した安定的な配当を継続していくことを基本方針としております。

配当性向に関しましては、2021年5月公表の中期経営計画において、配当性向を30%から40%の範囲とする方針を掲げ、基本方針を踏まえた配当政策を実施してまいりました。

当事業年度の剰余金の期末配当金につきましては、1株につき普通配当を6.0円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当金1株につき6.0円を2021年12月6日に実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき12.0円（配当性向34.4%）となり、6期連続の増配を達成することができました。

また、内部留保資金につきましては、財務体質のさらなる強化及び事業拡大のため、サービスの開発、品質の向上のために有効活用していきたいと考えております。

なお、当社は剰余金の配当について、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を、取締役会の決議により行うことができる旨を定款に定めております。

これらは、剰余金の配当等の決定を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的としております。

---

(注) 本事業報告中における金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>5,310,351</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>1,774,916</b>
現 金 及 び 預 金	3,268,087	買 掛 金	20,387
売 掛 金	254,996	未 払 金	154,960
立 替 金	2,011,105	未 払 費 用	3,944
前 払 費 用	414,203	未 払 法 人 税 等	233,101
そ の 他 の 流 動 資 産	8,880	前 受 金	2,197
貸 倒 引 当 金	△646,920	預 り 金	7,418
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,015,318</b>	契 約 負 債	1,182,841
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>95,681</b>	賞 与 引 当 金	49,948
建 物	70,219	保 証 履 行 引 当 金	111,696
工 具、器 具 及 び 備 品	25,462	そ の 他 の 流 動 負 債	8,419
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>250,006</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>96,275</b>
ソ フ ト ウ ェ ア	250,006	資 産 除 去 債 務	53,038
<b>投 資 そ の 他 の 資 産</b>	<b>669,631</b>	そ の 他 の 固 定 負 債	43,236
投 資 有 価 証 券	412,099	<b>負 債 合 計</b>	<b>1,871,191</b>
長 期 前 払 費 用	20,874	純 資 産 の 部	
繰 延 税 金 資 産	53,513	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,458,593</b>
そ の 他 投 資 等	183,143	資 本 金	1,044,438
		資 本 剰 余 金	831,007
		資 本 準 備 金	831,007
		<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>2,583,274</b>
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,583,274
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,583,274
		<b>自 己 株 式</b>	<b>△127</b>
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	△11,155
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△11,155
		<b>新 株 予 約 権</b>	<b>7,040</b>
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,454,478</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>6,325,670</b>	<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>6,325,670</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(自 2021年 4 月 1 日)  
(至 2022年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高		4,943,697
売 上 原 価		2,544,879
<b>売 上 総 利 益</b>		<b>2,398,818</b>
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,214,520
<b>営 業 利 益</b>		<b>1,184,297</b>
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	35	
有 価 証 券 利 息	3,069	
受 取 配 当 金	924	
雑 収 入	591	4,620
営 業 外 費 用		
固 定 資 産 除 却 損	9,056	9,056
<b>経 常 利 益</b>		<b>1,179,861</b>
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>		<b>1,179,861</b>
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	414,094	
法 人 税 等 調 整 額	△14,010	400,084
<b>当 期 純 利 益</b>		<b>779,777</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

株式会社 イントラスト  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 由良知久  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 倉持直樹  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社イントラストの2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
  - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
  - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
  - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
  - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第17期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、2021年度監査役監査計画（基本方針、当年度重点監査項目、職務分担、年間監査活動計画等）を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程及び2021年度監査役監査計画に従い、電話回線又はインターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役、執行役員、内部監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、執行役員会、リスク・コンプライアンス委員会その他重要な会議に出席し、取締役、執行役員、使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、稟議書その他重要書類を閲覧し、本社各部門及び主要な事業所に関して、業務及び財産の状況を調査いたしました。
  - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容、並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役、内部監査室、使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月20日

株式会社イントラスト 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 佐藤 智之 ㊟

監査役 吉田 範夫 ㊟

社外監査役 坂田 美穂子 ㊟

以上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する株主総会資料の電子提供制度の施行日が2022年9月1日とされたことに伴い、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨および書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定することができる旨を設けるものであります。

また、現行の株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定は不要となるため、これを削除するとともに、これらの変更に伴う効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第15条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	(削除)
(新設)	第15条 (電子提供措置等) <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> <u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第15条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第15条はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第2号議案 取締役8名選任の件

現任の取締役全員（9名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。  
 つきましては、取締役8名の選任をお願いするものであります。  
 取締役候補者は次のとおりです。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	くわ ぼら ゆたか 桑原 豊 (1958年10月21日)	1981年4月 INA保険会社（現Chubb損害保険株式会社）入社 1990年1月 チューリッヒ保険会社日本支社入社営業部長 1999年8月 株式会社エム・ファースト代表取締役 2006年3月 当社設立代表取締役 2011年2月 当社取締役 2013年5月 当社代表取締役社長 2015年4月 当社代表取締役社長執行役員 2020年1月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長 2020年4月 当社代表取締役社長執行役員 2021年4月 当社代表取締役社長執行役員債権管理部長 2021年6月 当社代表取締役社長執行役員 2022年4月 当社代表取締役社長執行役員第三営業部長（現任）	810,728株
2	おお た ひる ゆき 太田 博之 (1974年8月3日)	1999年10月 中央監査法人（みずす監査法人に名称変更後解散）入所 2007年12月 株式会社ジークホールディングス入社経理部長 2014年10月 当社入社 2015年1月 当社財務経理部長 2015年4月 当社取締役執行役員財務経理部長 2019年4月 当社取締役執行役員経営管理部長（現任）	28,000株
3	たけ うち まさ ひろ 竹内 祐博 (1966年11月4日)	1989年4月 三協アルミニウム工業株式会社（現三協立山株式会社）入社 2001年4月 A I U保険株式会社日本支社（現A I G損害保険株式会社）入社 2006年4月 当社入社市場開発部長 2006年8月 当社営業部長 2011年6月 当社営業本部長 2013年11月 当社営業部長 2014年10月 当社新事業創造室長 2015年4月 当社新事業創造部長 2015年10月 当社常勤監査役 2021年6月 当社取締役執行役員債権管理部長 2021年10月 当社取締役執行役員審査部長（現任）	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	川島 俊忠 (1974年9月17日)	<p>1997年4月 アート印刷株式会社入社 2001年2月 デルコンピュータ株式会社（現デル株式会社）入社 2006年9月 株式会社ダイレクト・リンク入社 2007年12月 同社取締役管理部長 2009年10月 当社入社 2011年4月 当社経営企画室長 2012年6月 当社管理部長兼債権管理部長 2013年4月 当社管理部長 2015年1月 当社人事総務部長 2015年4月 当社取締役執行役員人事総務部長 2015年10月 当社取締役執行役員人事部長 2016年4月 当社取締役執行役員法務・情報管理部長 2017年7月 当社取締役執行役員総務部長 2020年9月 当社取締役執行役員総務部長兼人材開発部長 2020年10月 当社取締役執行役員総務部長（現任）</p>	23,000株
5	玉上 進一 (1955年11月26日)	<p>1976年4月 光伸株式会社入社 1986年10月 株式会社プレスステージ・インターナショナル入社 1989年2月 同社代表取締役副社長 1995年6月 同社代表取締役 2007年10月 同社代表取締役兼代表執行役員 2010年2月 当社取締役 2010年7月 株式会社プレスステージ・インターナショナル代表取締役 2013年5月 当社代表取締役 2014年4月 株式会社プレスステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員海外事業本部長 2015年4月 当社取締役（現任） 2017年4月 株式会社プレスステージ・インターナショナル代表取締役兼社長執行役員 2019年4月 同社代表取締役（現任）</p>	32,800株
6	山中 正竹 (1947年4月24日)	<p>1970年4月 住友金属工業株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 1999年4月 法政大学工学部教授 2003年4月 株式会社横浜ベイスターズ（現株式会社横浜DeNAベイスターズ）取締役 2010年4月 法政大学特任教授 2015年6月 一般財団法人全日本野球協会理事 2015年10月 当社取締役（現任） 2017年5月 一般財団法人全日本野球協会業務執行理事 副会長 2018年5月 同協会代表理事 会長（現任）</p>	一株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
7	まつ やま てつ ひと 松 山 哲 人 (1962年7月3日)	1986年4月 三菱商事株式会社入社 1997年6月 MCF Financial Services Ltd.出向 2001年3月 三菱商事証券株式会社（現三菱商事アセットマネジメント株式会社）出向 2002年9月 ナノテク・パートナーズ株式会社代表取締役 2003年5月 株式会社メディカル・プロテオスコープ取締役 COO兼CFO、代表取締役社長歴任 2007年10月 株式会社CSK-IS執行役員 2010年5月 株式会社ローソン事業開発本部長、執行役員海外事業グループCOO等歴任 2012年11月 日東紡績株式会社参与、同理事、ニッポーボーメディカル株式会社専務取締役等歴任 2014年12月 ナノキャリア株式会社入社 2015年6月 同社取締役CFO兼社長室長 2018年6月 当社取締役（現任） 2018年7月 ナノキャリア株式会社取締役CSFO兼社長室長 2019年11月 同社代表取締役社長CEO（現任）	100株
8	あみの まり 網 野 麻 理 (1972年11月7日)	1993年4月 株式会社ジェーシービー入社 2009年4月 NPO法人J-Win出向 2013年7月 株式会社プライムコム代表取締役（現任） 2018年8月 一般社団法人働きやすさ推進協会理事（現任） 2021年6月 当社取締役（現任）	一株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、玉上進一氏は当社の親会社である株式会社プレステージ・インターナショナルの代表取締役であり、当社は同社と業務の委託等の取引関係があります。また、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレステージ・コアソリューション、株式会社プレミアロタス・ネットワーク、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー)の代表取締役を兼務しております。
2. 玉上進一氏は、上記「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のほか、過去10年間に、株式会社プレステージ・インターナショナルの子会社(株式会社プレステージ・コアソリューション、株式会社プレステージ・グローバルソリューション、株式会社プレミアロタス・ネットワーク、株式会社トリプル・エース、株式会社PI・EISインシュアランステクノロジー、Prestige International USA, Inc.、Prestige International U. K. Ltd.、Prestige International Australia Pty. Ltd.、PRESTIGE INTERNATIONAL (THAILAND) CO., Ltd.、株式会社プレミアIT&プロセスマネジメント、タイム・コマース株式会社、PRESTIGE INTERNATIONAL DO BRASIL LTDA)の代表取締役を兼務していたことがあります。
3. その他の候補者と当社の間に特別の利害関係はありません。
4. 山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は社外取締役候補者であります。
5. 山中正竹氏は、他の会社における取締役としての経験及び様々な業務経験による幅広い見識を有しております。当該経験と見識を活かし、取締役会等での発言を通じてコーポレート・ガバナンスの強化に寄与いただけると判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には、客観的かつ公正な立場から当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただくことを期待しております。
6. 松山哲人氏は、他の会社において社長、取締役等を歴任されており、経営に関する幅広い経験と見識を有しております。当該経験と見識を活かし、客観的かつ公正な立場から、当社の経営に対する助言や提案を通じて、監督機能及び牽制機能のさらなる強化が期待できるものと判断し、社外取締役候補者としております。
7. 網野麻理氏は、他の会社における社長などの豊富な知見と経験を持ち、女性の社会進出やリーダーシップ発揮の場をサポートする活動を実践されております。当該経験と知見を活かし、取締役会等での発言を通じて当社の経営に対する監督機能及び牽制機能を発揮いただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。また、同氏には、当該経験や知見に基づき当社の

経営に対する助言や提案を通じて、コーポレート・ガバナンスのさらなる強化に寄与いただくことを期待しております。

8. 山中正竹氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、6年9ヶ月であります。
9. 松山哲人氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、4年であります。
10. 網野麻理氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって、1年であります。
11. 当社と山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。
12. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が役員としての業務につき行った行為に起因して、損害賠償請求を受けた場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害を当該保険契約により補填することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。
13. 当社は山中正竹氏、松山哲人氏及び網野麻理氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
14. 本招集ご通知記載の候補者を原案どおりご選任いただいた場合の取締役会のスキルマトリックスは以下のとおりとなります。

	企業経営	組織・人 財マネジ メント	営業・戦 略	財務・会 計	法務・リ スクマネ ジメント	ガバナン ス	サステナ ビリティ
桑原 豊	○	○	○			○	○
太田博之				○		○	
竹内祐博			○			○	
川島俊忠		○			○		
玉上進一	○	○	○			○	○
山中正竹		○					○
松山哲人	○	○	○	○			○
網野麻理		○					○

以 上





# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区隼町1番1号

ホテルグランドアーク半蔵門 3階「光の間」

TEL 03-3288-0111



交通：東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」1番出口より徒歩2分

東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」6番出口より徒歩3分

東京メトロ有楽町線「麹町駅」1番出口より徒歩7分

◎お願い 当日は、会場周辺道路及び駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。